

3 実態 (1) 出現率

三菱UFJリサーチ & コンサル (2020年調査)

- 「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか（ここで「お世話」とは本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をすることです）」
- 学校でQRコードを配布しWebで回答

| | 配布数 | 有効回答 | いる(%) | いない(%) |
|---------|----------|-------|-------|--------|
| 中学2年生 | 約10万人 | 5,558 | 5.7 | 93.6 |
| 全日高校2年生 | 約6.8万人 | 7,407 | 4.1 | 94.9 |
| 定時制高校2年 | 全都道府県47校 | 366 | 8.5 | 89.9 |
| 通信制高校生 | 同上 | 445 | 11.0 | 88.1 |

2022/11/19

実態の話は、先ほど行政説明でありましたので、簡単にいきたいと思います。

厚生労働省の委託調査で行った中学校2年生と高校2年生なんですが、配布数と回答数に大きな差があるんですね。そういう意味で、山口県のアンケートは、とっても有効と言いますか、参考になる数ですね。

(2) 家族構成

| | | 調査数 | 二世帯世帯 (%) | 三世代世帯 (%) | ひとり親世帯 (%) | その他の世帯 (%) |
|-----------|-----|--------|-----------|-----------|------------|------------|
| 世話をしている家族 | いる | 660 | 52.6 | 16.7 | 23.2 | 6.5 |
| | いない | 12,566 | 65.7 | 14.3 | 16.8 | 2.6 |

2022/11/19

家族構成ですが、どうしても「ひとり親世帯」や、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいる「三世代世帯」が多いんですが、家族の世話をしている人の半分は親と子どもの「二世帯世帯」です。核家族で、両親がいて子どもがいるという世帯ですね。

ですから、このヤングケアラーは、どの家庭でも発生するんだという理解が必要だと思います。

(3) ケアの対象

世話を必要としている家族（複数回答）

| | 調査数 | 父母(%) | 祖父母(%) | きょうだい(%) | その他(%) |
|--------|-----|-------|--------|----------|--------|
| 中学2年生 | 319 | 23.5 | 14.7 | 61.8 | 3.8 |
| 全日高校2年 | 307 | 29.6 | 22.5 | 44.3 | 5.5 |
| 定時高校2年 | 31 | 35.5 | 16.1 | 41.9 | 12.9 |
| 通信制高校生 | 49 | 32.7 | 22.4 | 42.9 | 12.2 |

2022/11/19

誰をケアをしているかについては、きょうだいが一番多かった。ヤングケアラーはイギリスで取り組みが始まって、その影響で日本でも取り組みが始まっているところなんですけれども、欧米では祖父母の割合が一番多いんです。「日本は核家族化している」と言われるんですけど、欧米だって核家族化している。それでも欧米では祖父母をケアする割合が高く、日本ではきょうだいをケアする割合が多いというのは、日本の特徴かなと思います。

ケアの対象がきょうだいである割合は、中学生が6割ぐらいで、高校生になると4割ぐらいになります。

これは当たり前なこと、中学生のきょうだいは小学生で、高校生のきょうだいは小学校高学年から中学生になることが多い。そうするときょうだいの見守りをしている割合は、だんだん少なくなってきてしまいます。

見守りは、何もしていないわけではなくて、結局、親御さんがいないので、早く学校から帰ってこなければいけなかったり、部活ができなかったり、友達と遊べなかったりします。「この時間までに帰らなければいけない」と思うだけで気ぜわしかったりして、自由がない。友達と遊べない、部活ができないことで、我慢をすることが増えてきます。

(4) ケアの内容 (複数回答)

父母への世話の内容

| | 調査数 | 家事 (%) | 外出の 付添 (%) | 見守り (%) | 感情面 のサ ポート (%) | 身体的 な介護 (%) | 金銭管 理(%) | 通院の 付添 (%) | 通訳 (%) | 薬の管 理(%) |
|-----------------------------|-----|-----------|------------------|------------|-------------------------|-------------------|-------------|------------------|-----------|-------------|
| 中学2 年生 | 75 | 73.3 | 38.7 | 24.0 | 22.7 | 17.3 | 12.0 | 10.7 | 8.0 | 5.3 |
| 全日高 校2年 生 | 91 | 68.1 | 26.4 | 15.4 | 17.6 | 9.9 | 12.1 | 4.4 | 7.7 | 7.7 |
| 定時高 校2年 生 | 11 | 72.7 | 18.2 | 18.2 | 36.4 | 0 | 27.3 | 9.1 | 9.1 | 18.2 |
| 通信制 高校生 ^{11/19} | 16 | 75.0 | 43.8 | 25.5 | 56.3 | 6.3 | 25.0 | 25.0 | 0 | 0 |

ケアの相手と内容ですけれども、親の世話をしている人は、家事が一番多かったです。

きょうだいへの世話の内容（複数回答）

| 調査数 | 見守り (%) | 家事 (%) | 世話や送迎 (%) | 外出の付添 (%) | 感情面のサポート (%) | 身体的な介護 (%) | 金銭管理 (%) | 通院の付添 (%) | 通訳 (%) | 薬の管理 (%) | |
|---------|---------|--------|-----------|-----------|--------------|------------|----------|-----------|--------|----------|-----|
| 中学2年生 | 197 | 68.0 | 37.6 | 34.0 | 21.3 | 21.3 | 20.8 | 2.5 | 2.0 | 3.0 | 3.0 |
| 全日高校2年生 | 136 | 53.7 | 56.6 | 43.4 | 16.2 | 17.6 | 16.2 | 4.4 | 2.2 | 0.7 | 2.2 |
| 定時高校2年生 | 13 | 46.2 | 38.5 | 46.2 | 38.5 | 15.4 | 7.7 | 15.4 | 15.4 | 7.7 | 0 |
| 通信制高校生 | 21 | 38.1 | 71.4 | 33.3 | 23.8 | 33.3 | 14.3 | 14.3 | 9.5 | 0 | 4.8 |

2022/11/19

きょうだいの世話をしてる人は、見守りが一番多かったです。

(5) ケアに従事する時間

世話の頻度

| | ほぼ毎日 | 週3~5日 | 週1~2日 | 月に数日 |
|-------|-------|-------|-------|------|
| 中学2年生 | 45.1% | 17.9% | 14.4% | 4.7% |
| 全日制高2 | 47.6% | 16.9% | 10.4% | 6.8% |
| 定時制高2 | 35.5% | 12.9% | 16.1% | 3.2% |

平日1日当たりの時間

| | 3時間未満 | 3~7時間未満 | 7時間以上 |
|-------|-------|---------|-------|
| 中学2年生 | 42.0% | 21.9% | 11.6% |
| 全日制高2 | 35.8% | 24.4% | 10.7% |
| 定時制高2 | 19.4% | 25.8% | 9.7% |

2022/11/19

ケアをする時間や頻度は、「月に1回」という子も一定数いますが、「ほぼ毎日」という子が4割から5割近いところになります。「週3~5日」までを含めると半分を超えてしまいます。

そして、1日あたりの時間も「3時間未満」が4割ぐらいですが、「7時間以上」が約10パーセントになります。7時間というと、睡眠時間が8時間、学校にいる時間が8時間とすると、残りの時間全部を介護に費やしているという状況になります。

ちょっと気になったんですけども、山口県のアンケートで「世話をしているため、やりたいけどできていないことがある」という人をヤングケアラーと定義されたということでした。けれども、これは子どもの主観なんですよね。皆さん方も思い当たることがあるかもしれませんが、例えば、周りに心配な人がいて、「大丈夫ですか」って聞くと、「いや、大丈夫です」って言われます。しかし、大変な人ほど「大丈夫」と言う気がしませんか。

行政説明を聞いていて、「子どもの主観でヤングケアラーを定義していいのかな」と、ちょっと気になりました。実際に世話の時間がどれくらいなのかということ考えた方がいいかもしれません。

(6) 学校生活への影響 (学校調査)

| | 南魚沼市 | | | 藤沢市 | | | | 合計 |
|---------|------|-----|----------|-----|-----|----|-----------|-----------|
| | 小学校 | 中学校 | 小計 | 小学校 | 中学校 | 不明 | 小計 | |
| 欠席 | 13 | 10 | 23(44.2) | 118 | 164 | 4 | 286(56.3) | 309(55.2) |
| 遅刻 | 8 | 13 | 21(40.4) | 92 | 105 | 4 | 201(39.6) | 222(39.6) |
| 宿題してこない | 9 | 9 | 18(34.6) | 78 | 59 | 4 | 141(27.8) | 159(28.4) |
| 低学力 | 6 | 9 | 15(28.8) | 93 | 114 | 5 | 212(41.7) | 227(40.5) |
| 友人関係心配 | 9 | 4 | 13(25.0) | 47 | 35 | 1 | 83(16.3) | 96(17.1) |
| 忘れ物多い | 8 | 5 | 13(25.0) | 85 | 44 | 5 | 134(26.4) | 147(26.3) |
| 不衛生 | 6 | 6 | 12(23.1) | 46 | 37 | 3 | 86(15.4) | 98(15.0) |
| 早退 | 4 | 2 | 6(11.5) | 8 | 35 | 0 | 43(8.5) | 49(8.8) |
| 栄養心配 | 2 | 4 | 6(11.5) | 39 | 35 | 4 | 78(15.4) | 84(15.0) |
| 部活できない | 2 | 4 | 6(11.5) | 3 | 55 | 2 | 60(11.8) | 66(11.8) |
| その他 | 2 | 5 | 7(13.5) | 25 | 20 | 1 | 46(9.1) | 53(9.5) |
| 影響なし | | | | 27 | 25 | 1 | 53(10.4) | 53(9.5) |
| 計 | 27 | 25 | 52(100) | 241 | 256 | 11 | 508(100) | 560(100) |

(注)日本ケアラー連盟(2015;11, 2017;14)より編纂
2022/11/19

日本ケアラー連盟が日本で最初にヤングケアラーの課題に取り組み始めたのですが、厚生労働省が調査を行うより前の2015年と2017年に、新潟県南魚沼市と、神奈川県藤沢市で調査を行いました。これは、学校の先生に「ヤングケアラーとはこういう子どもたちのことをいいます」と示して、学校の先生に該当する子どもをピックアップしてもらい、その子たちの学校生活への影響を聞いたものです。

結果は「欠席」が一番多かったです。そして、「遅刻」があったり、「宿題をしてこない」とかです。つまり、家族の世話、特に小さい子の世話をすることによって欠席になってしまうのです。

これは、「家に小さい子がいて、保育園や幼稚園に行っておらず、その面倒を見なければいけないから自分も休む」という場合と、「自分が休んで不登校になっているから、家にいる間、きょうだいの世話している」という場合のどちらかは分かりません。しかし、ヤングケアラーと欠席の問題は、かなり大きな関連があるのだらうと思います。親の代わりに役所に手続きに行ったり、保育園の送迎をしたりなど、いろんな形でケアをしていることで、「遅刻が多い」、「家で宿題をする時間がない」といった影響が出ているのかもしれない。

お願いしたいことは、特に学校の先生に発見するチャンスが多いんですけども、例えば「宿題をしてこない」、「遅刻をする」ということは、基本的には「ちゃんと時間どおり来なさい」、「ちゃんと家で宿題をしてきなさい」と指導する対象なのですが、「もしかすると家で何かあるかもしれない」と、ヤングケアラーを発見するチャンスと捉えて、「何かあるんじゃない」というように聞いていただけると、ありがたいと思います。

もう1つ、一番下のところで、学校の先生たちがヤングケアラーを特定しても、1割ぐらいは学校生活に問題がありませんでした。

「学校生活に問題のないヤングケアラー」というのは、相当頑張っている人です。ちゃんと時間どおりに学校に来て、部活もして、友達とも遊んで、もちろん宿題もして、成績も悪くないという人です。家族の世話をしながら、なおかつ学校生活をきちんとやっているというのは、相当に頑張っています。

いま、国の検討会では、「頑張ってるから大丈夫ということではない。相当大変な思いをしているのではないか」ということを、議論しています。

学校生活への影響（市町村調査）

市町村が虐待
や要支援とし
て把握してい
る子のうち定
義に該当した
子ども

| | 人数(割合) |
|------------------|-----------|
| 支障はみられない | 260(28.7) |
| 学校に行っているが学力不振 | 111(12.3) |
| 学校に行っているが遅刻が多い | 108(11.9) |
| 学校に行っているが忘れ物多い | 91(10.0) |
| 学校に行っているが友人関係不良 | 60(6.6) |
| 学校に行っているが部活ができない | 41(4.5) |
| 学校を休みがち | 283(31.2) |
| その他 | 123(13.6) |
| 無回答 | 24(2.6) |
| 合計 | 906(100) |

(注; MURC2019; 25を編纂)

2022/11/19

次に、これは先のものとは別の調査で、市町村調査です。市町村が、被虐待もしくは要支援として支援が必要な家族と捉えている人の中から、ヤングケアラーに該当する子どもを特定してもらい、調査をした結果です。一番上ですが、3割ぐらいは「支障はみられない」ということでした。

ほかにも、「学力不振」や、学校を休みがちという「不登校」も結構多いんですが、そもそも市町村が子どもの学校生活をどこまで把握できているかという点は気になるところです。

(7) 日常生活への影響

家族の世話でできないこと（複数回答）

| | 自分の時間が取れない | 勉強する時間がない | 友達と遊べない | 進路変更した・考える | 特にない |
|-------|------------|-----------|---------|------------|-------|
| 中学2年生 | 20.1% | 16.0% | 8.5% | 4.1% | 58.0% |
| 全日制高2 | 16.6% | 13.0% | 11.4% | 5.5% | 52.1% |
| 定時制高2 | 19.4% | 12.9% | 16.1% | 6.5% | 58.1% |

2022/11/19

きつさ

| | 身体的にきつい | 精神的にきつい | 時間がない | 特にない |
|-------|---------|---------|-------|-------|
| 中学2年生 | 6.6% | 15.0% | 16.0% | 60.5% |
| 全日制高2 | 6.5% | 19.9% | 16.9% | 52.1% |
| 定時制高2 | 16.1% | 29.0% | 25.8% | 45.2% |

求める支援

| | 学習支援 | 進路について | 話を聞いて | 特にない |
|-------|-------|--------|-------|-------|
| 中学2年生 | 21.3% | 16.3% | 12.9% | 45.8% |
| 全日制高2 | 18.9% | 17.3% | 16.6% | 39.7% |
| 定時制高2 | 12.9% | 12.9% | 6.5% | 45.2% |

2022/11/19

(8) 子どもの認識 (市町村調査)

| | 人数(割合) |
|----------------------|-----------|
| 子ども自身が「ヤングケアラー」と認識 | 107(11.8) |
| 「ヤングケアラー」と認識していない | 403(44.5) |
| 分からない | 372(41.1) |
| その他 | 16(1.8) |
| 無回答 | 8(0.9) |
| 合計 | 906(100) |
| (注; MURC2019; 33を編纂) | |

- ①子ども自身が「わからない」
- ②聞いてないから「わからない」

2022/11/19

「日常生活への影響」は、こちらのスライドです。

また「子どもの認識」ですが、これは「子ども自身がどう思っているか」ということを、市町村に聞いたものです。山口県では、子どもの認識を子ども自身に聞いているので、とても意義がある調査と思います。

手伝いをしている子どものヤングケアラーの認識

| | 当てはまる | 当てはまらない | わからない |
|-------|-------|---------|-------|
| 中学2年生 | 16.3% | 46.7% | 33.2% |
| 全日制高2 | 15.0% | 42.3% | 38.8% |
| 定時制高2 | 25.8% | 32.3% | 38.7% |

(注) 調査においてヤングケアラーを「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」と説明をしたうえで回答

⇒「家族の世話はしているが権利侵害ではない」と考えた？

2022/11/19

先ほどの行政説明の中にもありましたが、厚生労働省の2020年の調査において、ヤングケアラーのことを「子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことに説明しています。

このときの調査では、まず「あなたは家族の世話をしていますか」という質問をして、「世話をしている」と答えた人に、アンケートの最後でヤングケアラーの定義を説明し、「あなたはヤングケアラーだと思いますか」と質問しました。すると、ヤングケアラーに「当てはまる」が20パーセント弱で、「わからない、当てはまらない」が4割ぐらいでした。「わからない」という子が多いのですが、これは「家族の世話をしているけど、別に権利侵害されていないから、ヤングケアラーではない」というふうに思ったのかもしれません。

ただ、支援者にとっては、「ヤングケアラー」や「権利侵害」という概念は必要です。「子どもが大変な思いをしているから」ではなく、学習権や教育権が侵害されているなど、子どもの権利条約で保証されている子どもの権利が守られていないなら、行政や学校は支援しなければいけないわけです。

しかし、子どもに「あなたは権利侵害されていますよ」と言っても、ピンと来ないかもしれません。子どもに対する説明と、支援者の理解のための定義とは、分けて考えた方がいいのかもしれないと思っています。

(9) 要対協（市町村）の認識（登録の種類）

| | 人数(割合) |
|-----------|-----------|
| 虐待(ネグレクト) | 456(50.3) |
| 虐待(心理) | 149(16.4) |
| 虐待(身体) | 117(12.9) |
| 虐待(性) | 12(1.3) |
| 要支援 | 179(19.8) |
| 特定妊婦 | 10(1.1) |
| その他 | 93(10.3) |
| 無回答 | 4(0.4) |
| 合計 | 906(100) |

(注: MURC2019; 23を編纂)



2022/11/19

これは、「市町村では、ヤングケアラーを要対協でどういう分類としているか」という結果ですが、半分がネグレクトでした。「家の中で食事を十分していない」、「古い、清潔じゃない」、「病気になっても病院に連れて行ってもらえない」などのネグレクトが半分なんですけど、心理的虐待と身体的虐待も合わせて30パーセントぐらいあります。

ということは、怒鳴られたり、叩かれたりしながら、ケアを担っている。「ちゃんとしときなさいよ」と言われて、していなかったら「なんでしなかったのか」と怒られて叩かれる。怒鳴られたり、叩かれたりして、ケアを強制されている。「全てのヤングケアラーが自発的にケアをしているわけではなく、強制されてケアをしている場合もあるのではないか」との理解が必要ではないかと思います。